

枚方市コロナ対策実施店舗応援事業  
枚方市コロナ対策店舗応援クーポン券取扱店舗募集要項

枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会では令和2年度に枚方市コロナ対策店舗応援クーポン券（以下、「クーポン券」という。）を発行します。

発 行 者 枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会  
（以下、「実行委員会」という。）  
（構成団体：枚方市・北大阪商工会議所・枚方信用金庫）

【クーポン券】

- ① 配布対象者数 約 401,000 人（8月1日時点で枚方市に住民票がある全市民）
- ② 配布金額 1人3,000円（500円券6枚綴り）
- ③ 配布時期 10月初旬頃から各世帯に郵送で配布予定
- ④ 使用期間 令和2年10月15日（木）～令和2年12月31日（木）

※使用期間のみ使用可であり、10月15日より前の使用もできません。

ただし、状況によっては使用期間が延長になる場合があり、それに伴い募集期間及び換金期間も延長になる場合があります。その場合、広報ひらかた、市ホームページ等でお知らせします。

- ⑤ 換金期間 令和2年10月15日（木）～令和3年2月1日（月）

1. 取扱店募集条件

(1) 募集期間 令和2年9月7日（月）～令和2年12月21日（月） ※消印有効

(2) 参加資格

①枚方市内で営業している店舗・施設（以下「店舗等」）を有する事業者で、新型コロナウイルス感染症に対応する感染予防対策を行い、次のどちらかに登録し、ステッカーを店頭に掲示して、今後も継続して対策を行うこと。

- ・大阪府が実施する感染防止宣言ステッカー
- ・枚方信用金庫が実施する新型コロナ対策安心宣言ステッカー

②店舗等を有する事業者で、以下に該当しないこと。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十二号）に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種の営業を行う者
- ・国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置又は公共事業等から暴力団を排除するための措置を講じられている者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- ・枚方市暴力団排除条例（平成二十四年条例第四十五号）に規定する暴力団、暴力団員、及び暴力団密接関係者が経営し、または実質的な経営に関与していると認められる事業者の店舗等
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行う者、その他、実行委員会が不適当であると認める事業者

### (3) 参加にあたっての留意事項

以下の取引・商品については本クーポン券の利用対象外となります。

- ①出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス等）
- ②有価証券、商品券、ビール券、図書券、ギフト券、プリペイドカード、切手、官製はがき、印紙等の換金性の高いものの購入
- ③たばこ事業法（昭和五十九年八月十日法律第六十八号）第二条第一項第三号に規定する製造たばこの購入
- ④現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑤その他このクーポン券の趣旨にそぐわないもの

以下の不適切な行為は禁止します。

- ①事業者同士によるクーポン券の交換、譲渡及び売買は禁止します
  - ②その他、市民から批判を招きかねないような不適切な行為はしてはなりません
- ※取扱事業者がクーポン券の不正利用に関与し、または、本要項等に違反したことが明らかな場合は、速やかに登録を取り消します。

## 2. 取扱店舗の登録方法

本要項に同意の上、令和2年12月21日(月)までに以下の専用WEBサイトから申請してください（ただし、WEBサイトからの申込みが困難な場合は、(2)のいずれかの方法で申請してください）。なお、申請は店舗ごとに必要ですが、本部・本社等で取りまとめた提出も可能です。

### (1) インターネット（専用WEBサイト）申込

- サイト内の応募フォームに必要事項を入力し送信してください。
- インターネット申込は、令和2年9月7日（月）から受付を開始します。
- 専用WEBサイトのURL <https://www.hirakata-ohen-coupon.jp/>

### (2) 郵送・窓口・FAX・メール申込

サイト内または窓口にある枚方市コロナ対策応援クーポン券取扱店登録申請書（以下、「登録申請書」という。）を使用して、以下のいずれかの方法でご提出ください。

- ① 郵送（郵送の際、郵便料金は店舗にてご負担いただき、12月21日（月）までの消印有効とします。）

〒573 - 8666 枚方市大垣内町 2-1-20

枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会事務局  
（枚方市 観光にぎわい部 商工振興課内）宛

- ②窓口：枚方市役所 別館3階
- ③FAX：072-841-0364
- ④メールアドレス：info@hirakata-ohen-coupon.jp

※商店街等での出張受付、説明会を行います。詳細は(1) インターネット（専用WEBサイト）等でお知らせします。

### 3. クーポン券の取り扱いに関する留意事項

#### (1) 商品の販売について

- ・販売に当たっては、この要項を厳守した上で行ってください。
- ・使用期間外のクーポン券は利用できませんので、取り扱わないでください。
- ・クーポン券のみでの支払いの際において、釣り銭は出さないでください。
- ・同一店舗内で、クーポン券による取引対象外の商品・サービスを設ける場合は、消費者にわかりやすいように表示し、各事業者の責任において管理してください。
- ・通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は、クーポン券の使用を拒否するとともに、その事実をご報告ください。なお、盗難・紛失、偽造及び模造等による被害に対しては実行委員会、店舗公募受託者である株式会社両備システムズ、及び換金業務受託者である枚方信用金庫はその責任を一切負わないものとします。
- ・新型コロナウイルス感染症に対応する感染予防対策として大阪府が実施する感染防止宣言ステッカーまたは枚方信用金庫が実施する新型コロナ対策安心宣言ステッカーを店頭に掲示してください。なお、これらのステッカーを返却した場合は、直ちに実行委員会に報告していただき、実行委員会にて取扱店舗の指定を取り消します。
- ・大阪府が実施する感染防止宣言ステッカーの場合、内閣官房ホームページの新型コロナ対策における職種別ガイドラインのいずれかを遵守してください。枚方信用金庫が実施する新型コロナ対策安心宣言ステッカーの場合は、枚方信用金庫が実施する新型コロナ対策安心宣言における新型コロナ感染対策のうち、7項目以上を対応し、今後も継続して対策を実施してください。
- ・申込に際して同意していただいた誓約内容を遵守してください。誓約した内容が虚偽であったなど不適切な行為が発覚した場合は、店舗名を公表し、直ちに登録証及びラベルシールを返却していただきます。
- ・消費者にわかりやすいよう、クーポン券取扱店である旨のラベルシールやポスターを見やすい場所に掲示していただきます。なお、ラベルシール・ポスターについては、実行委員会にて作成し配布します。
- ・大型店・量販店・チェーン店・系列店等、枚方市内に複数の店舗を持つ事業者については、店舗ごとに申込みが必要です。

### 4. 換金について

換金機関は、枚方信用金庫 本店・支店（枚方市内）11店です。

#### (1) 換金方法

- ①換金機関にクーポン券裏面の所定欄に取扱店受領印（もしくは取扱店名記入）を捺印したクーポン券、取扱店登録証、自店で確認した枚数・金額を記載した換金依頼書、店舗印または印鑑を持参してください。
- ②換金機関で枚数・金額を確認し、金額により現金または換金依頼書に記載の指定口座に振込みます。

#### (2) 換金（持込）期間

令和2年10月15日（木）から令和3年2月1日（月）まで（金融機関窓口取扱時間内）

### (3) 入金までの日数

換金申請を受け付けた日より5営業日（金融機関稼働日）以内に換金依頼書記載の指定口座に入金します。

※振込元口座名義につきましては、後日ご連絡をいたします。

※詳細な換金方法等につきましては、後日、ラベルシール等と一緒にマニュアルを郵送させていただきます。また、9月下旬から市内5か所で取扱店向け説明会を行いますのでそちらでもご説明させていただきます（日程等の詳細は、後日、専用WEBサイトでお知らせします）。

### (4) 留意事項

- ・ 使用済クーポン券の半券部分は、取扱店舗控として、入金確認が完了するまで大切に保管してください。万一、換金請求書の記載金額と入金額に差異があった場合の唯一の確認書類となります。紛失された場合は、入金額に差異があっても異議の申出には応じられません。
- ・ 使用済クーポン券の半券部分の取扱店舗控がある場合でも、振込み後2週間を過ぎてからの異議の申出には応じられません。

### 【問い合わせ先】

枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会事務局

（枚方市 観光にぎわい部 商工振興課内）

〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20

TEL : 0570-002-703 FAX : 072-841-0364